

川崎市が政令市初 「公契約条例」可決 来年4月に施行

川崎市議会は15日、本会議を開き、市契約条例の改正案を全会一致で可決した。公共事業の品質と労働者の最低賃金を担保する「公契約」の条項を盛り込み、実質的には「公契約条例」の内容で、制定は政令指定都市では初めて。来年4月に施行される。

不況や公共事業の減少などの影響で、低入札や下請け業者の低賃金化などが問題となっていることが背景にある。市は公共事業の品質と労働者の報酬を担保する狙いで、条例改正を検討していた。

公契約条例は、千葉県野田市が2009年9月に制定しており、川崎市は全国で2例目。対象に指定管理者を盛り込み、下請けとして従事するいわゆる「一人親方」を対象労働者の範囲に入れたのが特徴。ただ、協会からは、熟練と非熟練の報酬について同一の基準が設けられることについて懸念する声も出ている。

対象となるのは、予定価格が6億円以上の工事請負契約と、1千万円以上の業務委託契約のうち警備、施設維持管理、清掃など人件費の割合が高いもの。公共事業従事者の賃金や市の生

活保護基準を参考に、新設する外部委員による審議会を通じて作業報酬の下限額を定める。

条例では発注者の市と受注者の双方の責務を明確化。受注者は、下請けを含む対象労働者の名前、職種、

労働時間、作業報酬額などを記載した台帳をあらかじめ作成し市に提出する。立ち入り調査や是正措置の求めに応じなければならず、改善されない場合、市は契約解除などの措置を講じる。(佐藤 英仁)